

# 小児の肺炎球菌感染症予防接種説明書

小児の肺炎球菌予防接種は、平成25年4月より予防接種法に基づき実施しております。  
保護者の方は、予防効果や副反応についてご理解いただき、できるだけ早い時期にお子さんに予防接種を受けさせましょう。

## 【対象者】

生後2月から生後60月に至るまで（5歳誕生日の前日まで）の間にあるお子さん

## 【標準的な接種開始時期】

- ・初回接種開始：生後2月から生後7月に至るまでの間

## 【受けるには…】

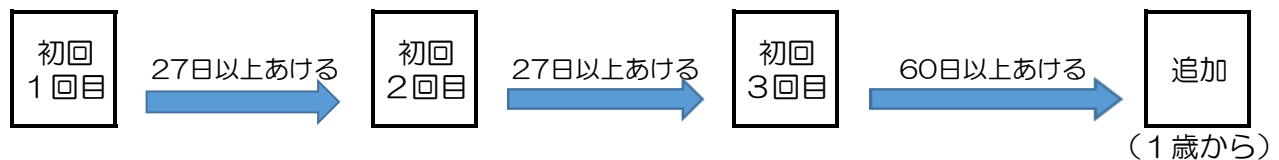
- ・接種場所：市内協力医療機関（別紙一覧）…必ず予約してください。
- ・料 金：無 料
- ・持っていくもの：母子健康手帳、予診票（ご記入のうえ）

※何らかの理由により市外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に健康増進課までご連絡ください。（健康増進課 予防係 TEL0282-25-3512）

※栃木市から転出をした場合、栃木市発行の予診票は使用できません。転出後に予防接種を受ける場合は、予診票を破棄していただくとともに転出先の自治体へお問い合わせください。

## 【接種回数と接種スケジュール】（接種開始月齢により接種回数が異なります）

### ●生後2か月～7か月未満で接種開始した場合：4回接種



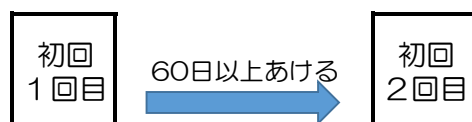
※1歳のお誕生日前日までに2回目、2歳のお誕生日前日までに3回目を接種する。  
2回目の接種をせずに1歳を超えてしまった場合は、2回目と追加接種をして完了。  
2回目または3回目の接種をせずに2歳を超えてしまった場合は、追加接種をして完了。

### ●生後7か月～1歳未満で接種開始した場合：3回接種



※2歳のお誕生日前日までに2回目を接種する。  
2回目の接種をせずに2歳を超えてしまった場合は追加接種をして完了。

### ●1歳～2歳未満で接種開始した場合：2回接種



### ●2歳を過ぎて接種開始した場合：1回接種

### 肺炎球菌とは…

肺炎球菌感染症は、肺炎球菌という細菌によって発生する病気で、そのほとんどが5歳未満で発生し、特に乳幼児で発生に注意が必要です。

主に気道の分泌物により感染を起こし、症状がないまま菌を保有（保菌）して日常生活を送っている子どもも多くいます。集団生活が始まるとほとんどの子どもが持っているといわれる菌で、主に気道の分泌物により感染を起こします。しかし、これらこの菌が何らかのきっかけで進展すると、肺炎や中耳炎、敗血症、髄膜炎等になったり、あるいは血液中に菌が侵入するなどして重篤な状態になることがあります。特に髄膜炎をきたした場合には2%の子どもが亡くなり、生存した子どもの10%に難聴、精神発達遅滞、四肢麻痺、てんかんなどの後遺症を残すと言われています。

### ワクチンの副反応

国内の皮下接種での副反応は、接種局所の紅斑（84.0%）、腫脹（69.7%）、疼痛・圧痛（28.2%）、全身反応として発熱（71.3%）、傾眠状態（52.1%）、易刺激性（45.2%）、不安定睡眠（38.0%）、食欲減退（31.4%）などが認められています。[2017年4月改訂（第3版）添付文書参照]

### 参考

#### 【他の予防接種との間隔】

注射生ワクチン同士の間隔は27日以上あける必要があります（4週間後に接種可能）。

※小児用肺炎球菌は不活化ワクチンのため該当しません。

※同時接種は医師が必要と認めた場合に可能です。

注射生ワクチン…BCG、麻しん風しん混合（MR）、水痘、おたふくかぜ、麻しん、風しん

### 【受ける前の注意点】

- ① 予防接種の説明書や「予防接種と子どもの健康（小冊子）」をよく読み、必要性や副反応等について充分ご理解ください。
- ② 当日は、お子さんの体や衣服を清潔にしてください。
- ③ 当日は朝から、お子さんの状態をよく観察しふだんと変わったところがないか確認してください。なお、検温は接種場所で行いますが、できれば数日前から体温を計り健康状態をチェックしておくといでしょう。少しでもお子さんの体調に不安がある場合は、予防接種を見合わせてください。
- ④ お子さんの体調等がよく分かる保護者の方がお連れください。
- ⑤ 接種を受ける際は、**必ず母子健康手帳と予診票**をお持ちください。なお、予診票は、当日保護者の方がご記入ください。

### 【受けることができない場合】

- ① 明らかに発熱している場合（37.5度以上）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ その日に受ける予防接種の接種液の成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな場合
- ④ 他の予防接種との間隔が、規定どおりあいていない場合
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

### 【医師とよく相談しなくてはならない場合】

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などの基礎疾患がある場合
- ② 今までにけいれんを起こしたことがある場合
- ③ 今までに免疫の異常を指摘されたことがある場合や、近親者に先天性免疫不全の方がいる場合
- ④ ワクチンの成分（培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤など）に対してアレルギーがある場合
- ⑤ 以前に受けた予防接種で、発熱、発しん、じんましんなどのアレルギーと思われる異常があった場合
- ⑥ 麻しんにかかり、治ってから4週間以上たっていない場合。風しん・おたふくかぜ・水痘にかかり、2～4週間以上たっていない場合。手足口病・伝染性紅斑・突発性発しん等にかかり、2週間以上たっていない場合
- ⑦ 周囲（家族・友達など）で、感染症の病気（麻しん・おたふくかぜ・風しん・水痘など）にかかっている人がいる場合

## 【予防接種を受けた後の注意】

予防接種を受けた後30分間くらいは、お子さんの様子に注意してください。急な副反応はこの間に起こることがあります。

- ・安 静 … 接種当日は安静にして、激しい運動はひかえてください。
- ・入 浴 … 入浴は差しかえありませんが、接種した部位はこすらないでください。  
熱があるようでしたらひかえましょう。
- ・副反応… 接種後1週間は、副反応の出現にご注意ください。接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

## 【予防接種による健康被害救済制度について】

定期の予防接種によって引き起された副反応により、医療機関で治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。（予防接種法に基づく定期の予防接種と因果関係がある旨厚生労働大臣が認定した場合）

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、健康増進課へご相談ください。

## 【お知らせ】

※長期にわたる疾病等により、生後60月（5歳）に至るまでの間に小児用肺炎球菌の予防接種を受けることが難しい場合は健康増進課までご連絡ください。

## お問合せ先

保健福祉部 健康増進課 予防係

栃木市今泉町2-1-40（栃木保健福祉センター内）

Tel（0282）25-3512